

報告第 1 号

専決処分の報告について

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月26日提出

富津市長 高 橋 恭 市

報告理由

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第11号

専決処分書

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和7年6月26日 午後3時30分頃
- 2 事故発生場所 木更津市内
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 上記日時場所において、市車両に乗車するため運転席側ドアを開けたところ、突風にあおられ、隣に駐車していた相手方車両の助手席側側面に接触した。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 市は相手方に対し、251,708円を支払う。
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。

令和7年9月18日

富津市長 高 橋 恭 市